



群教文第 113- 112 号  
令和 4 年 8 月 4 日

〇〇高等学校長 様

公益財団法人  
群馬県教育文化事業団  
理事長 笠 原 寛

令和 4 年度高等学校等奨学金に係る奨学生の定期適格認定の実施に  
ついて（依頼）

日頃から当事業団の事業に格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、現在奨学金を貸与中の奨学生（緊急採用及び停止中を除く）を対象に、例年のと  
おり、下記により定期適格認定を実施しますので、御多用のところ恐縮に存じますが、御  
協力くださいますようお願いいたします。

記

- 1 対象者 別紙「適格認定該当者一覧」のとおり  
※令和 4 年 9 月 1 日現在の奨学生（緊急採用及び停止中を除く）です。
- 2 実施内容 別紙「令和 4 年度 奨学生の定期適格認定の実施について」のとおり
- 3 報告期限 令和 4 年 9 月 27 日（火）
- 4 奨学生配付資料（奨学生ごとにファイルに入れてあります）

{	①貸与額通知書	②奨学生の皆さんへのお願い
	③奨学金継続願（様式第 14 号）	④奨学金継続願（記入例）
	⑤異動届（様式第 16 号）	⑥異動事由一覧表
- 5 その他
  - (1) 適格認定は、奨学生本人及び親権者等に奨学金の継続貸与が必要であるかどうかを  
検討していただくことも目的としています。御検討の結果、継続貸与が必要であれば  
奨学金継続願を、不必要であれば「辞退」の異動届を提出していただきます。
  - (2) 奨学生及び親権者等に、異動事由（別紙「異動事由一覧表」のとおり）が生じてい  
ないか御確認いただき、異動があった場合には異動届の提出を御指導ください。
  - (3) 3 年生の奨学生には、最終の奨学金（令和 5 年 1～3 月分）を本年 11 月下旬に振  
込み、その後「貸与終了時の事務（「奨学金事務要領」17 頁参照）」を行うことにな  
ります。

事務担当：奨学金課（鹿野、関口）  
所在地：〒 371-0801 前橋市文京町 2-20-22  
TEL：027-243-0411（直通）  
FAX：027-221-4082  
e-mail：syougaku@gunmabunkazigyodan.or.jp